

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入 札 日 時 平成20年 2月27日(水)午前10時(送付による場合は、平成20年 2月26日(火)までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 80台

(2) 予 定 時 期 平成20年 3月頃

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第 1 項の規定により定めた予定価格(1 台分に係る 1 月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1 台分に係る 1 月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提 出 期 限 平成20年 2月15日(金)午後 5 時(送付による場合は、平成20年 2月14日(木)必着)

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....(総務業務センター)	17
○土地改良法による道営換地処分.....(農業施設管理課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	18
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路課)	18

告 示

北海道告示第17号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年 1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1 台分に係る 1 月当たりの単価)

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 3台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成20年 4月 1 日から平成24年 3月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 5 階 9 号会議室

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 3 1set

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., February 27, 2008

(Mailed bids must arrive no later than February 26, 2008)

C . Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau

Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,

Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.

Phone : 011-204-5076

北海道告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町東長沼第2地区の換地処分をした。

平成20年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町・紋別郡滝上町（以上2町国有林。
次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町・勇払郡むかわ町（以上2町国有林。
次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	問寒別佐久停車場線				
3	道路の区域					
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	中川郡中川町字琴平7番5地先から 中川郡中川町字琴平307番地先まで	前	16.76mから 33.04mまで	416.67m	――	
		後	16.76mから 33.04mまで	416.67m	――	
		後	8.83mから 33.04mまで	421.80m	――	